

鳥取県告示第488号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月6日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称	主たる事務所 の所在地	指定に係る一般相 談支援事業を行う 事業所の名称	指定に係る一般相 談支援事業を行う 事業所の所在地	地域相談支援 の種類	指定年月日
社会医療法人明和会 医療福祉センター	鳥取市東町 三丁目307	相談支援センター サマーハウス	鳥取市湯所町一 丁目131	地域移行支援、 地域定着支援	平成24年7月 1日